

## 蔵王町定住促進事業補助金のお知らせ

本町に定住する目的で住宅を新築・建売住宅又は中古住宅を購入した方に対して、その取得に要する費用の一部を補助します。

### 1. 補助対象者 : 次の2点とも満たす方

- (1) 基準日※時点で満55歳未満である方（夫婦の場合は、いずれかが満55歳未満である方）
- (2) 本町に定住する目的で注文住宅を新築した方、建売住宅又は中古住宅を購入した方

※基準日：新築注文住宅…建築確認検査済証の発行日、建売住宅・中古住宅…売買契約締結日

### 2. 補助対象建物 : 基準日※が令和9年3月31日までに到来するもの

### 3. 補助対象経費 : 注文住宅の新築費用、建売住宅又は中古住宅の購入費用

### 4. 補助内容

対象	補助金	加算金
新築住宅	補助率 <b>1/10</b> 以内 補助限度額 <b>30</b> 万円	子育て支援 加算額  一律 <b>20</b> 万円  (基準日※時点で満18歳未満の 子どもがいる方)
建売住宅	(町内建築事業者による施工の場合) 下請け施工は対象外です。 補助率 <b>1/10</b> 以内 補助限度額 <b>60</b> 万円	
中古住宅	補助率 <b>1/10</b> 以内 補助限度額 <b>30</b> 万円 (購入時に町内建築事業者による改修(リフォーム)を行い、その費用が30万円以上の場合、補助対象経費とすることができます。)	

共有名義の場合は、新築(購入)費×世帯員持分を補助対象経費とします。土地購入費用は対象外です。

### 5. 補助条件

- (1) 基準日以後10年以上定住すること
- (2) 所有権保存登記を行い、住宅の世帯員持分合計が2分の1以上であること
- (3) 居住部分の床面積が50㎡以上の家屋で、玄関、居室、浴室、便所、台所その他居住に必要な機能を備えていること（併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の延べ床面積が2分の1以上であるもの）

### 6. 申請方法

蔵王町定住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて提出ください。

〔 申請書類は、蔵王町役場まちづくり推進課窓口にて配布しております。  
もしくは、町ホームページからダウンロードしてください。 〕

### 7. 申請可能期間 : 基準日から起算して **6か月以内**です。

### 8. 補助金受付期間 : 令和9年3月31日まで

◆問合せ先 : 蔵王町役場 まちづくり推進課 0224-33-2212